

大二運年休申請事由欄無記載者氏名 掲示物を剥がす！

会社は3月1日、大阪第二運輸所において、年休申請時に事由を記載していない社員の氏名を明示した掲示物を全て剥がしました。

この問題は、大阪第二運輸所分会が労働基準法に違反しているとして淀川労働基準監督署に申告し受理されておりました。そして2月19日、労働基準監督署は会社を呼び出し「個人名を張り出すのは年休取得を抑制する懸念がある」として『指導票』を渡し、改善処置を取り3月15日までに報告するように指導しておりました。

会社は、掲示物を剥がさざるを得なかったものであり、私たちの闘いの大きな成果です。そもそも、年休申し込みは労働者の権利であり、いちいち会社に申し込み事由を明らかにする必要がないのです。また、その事で差別、見せしめ的な掲示などの不利益行為は絶対に許されないのです。

社員のみなさん！年休は会社にお願ひしてもらうものではありません！ましてや年休申請時に、理由を書く必要など全くない事がはっきりしたのです。

会社は名前を張り出された社員に謝罪しろ！年休発給は公正に行え！年休申請事由を書かせることを強要するな！

年休申し込みは労働者の権利だ！